

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の運用基準 平成 7 年 4 月 第 1 章 趣旨 第 2 章 新技術の登録 3 定義 4 申請手続き (12)申請者は、申請する技術（以下「申請技術」という。）について下記の申請書類を作成し、別に定める提出先へ自ら持参し 1 部提出するものとする。 ・申請書（様式 1） ・補足資料提出書（様式 1－1） ・誓約書（様式 1－2） ・概要説明書（様式 2） ・詳細説明書（様式 2－1 又は様式 2－2） ・その他資料（A4 版ファイル綴じ） 5 登録の審査 (20)土木部長は、申請書類等を受理した申請技術について、技術的審査及び「Made in 新潟 新技術普及制度（以下、「普及制度」という。）」への登録の適否の審査を新技術評価委員会（以下、「委員会」という。）に付議し、その結果を申請者に通知するものとする。 ただし、国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に登録されており下記に定める条件のいずれかを満たす技術は、技術的事項に関する審査を省略することができる。 ・国土交通省発注工事で活用された技術	「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の運用基準 平成 4 年 4 月 第 1 章 趣旨 第 2 章 新技術の登録 3 定義 4 申請手続き (12)申請者は、申請する技術（以下「申請技術」という。）について下記の申請書類を作成し、所定の部数を別に定める提出先へ自ら持参し提出するものとする。 ・申請書（様式 1） 1 部 ・補足資料提出書（様式 1－1） 1 部 ・誓約書（様式 1－2） 1 部 ・概要説明書（様式 2） 2 部 ・詳細説明書（様式 2－1 又は様式 2－2） 1 部 ・その他資料（A4 版ファイル綴じ） 2 部 5 登録の審査 (20)土木部長は、申請書類等を受理した申請技術について、技術的審査及び「Made in 新潟 新技術普及制度（以下、「普及制度」という。）」への登録の適否の審査を新技術評価委員会（以下、「委員会」という。）に付議し、その結果を申請者に通知するものとする。 ただし、国土交通省の「新技術情報システム」の評価情報に登録されており下記に定める条件のいずれかを満たす技術は、技術的事項に関する審査を省略することができる。 ・国土交通省発注工事で活用された技術

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
・事前審査において「現場での試行可」、「条件付き試行可」、「現場での活用可」、「試行の必要なし」など現場で用いることが可能という審査結果を得た技術 6 登録技術の取扱い 7 登録内容の変更 (29)申請者は、登録情報の内容に変更が生じた場合は、下記の変更申請書類を作成し、新潟県土木部技術管理課へ1部提出するものとする。 ・変更申請書（様式－変更1） 1部 ・変更内容説明書 1部 ・概要説明書（様式2） 1部及び電子データ ・詳細説明書（様式2－1又は様式2－2） 1部（変更箇所がある場合のみ） ・その他資料（A4版ファイル綴じ） 1部（必要な場合のみ） (30)申請者は、登録内容等の変更を行う場合は、（14）から（18）によらなければならない。この場合、「申請書類」を「変更申請書類」と読み替える。 (33)委員会は、前項の規定により付議された事項の審査をするにあたっては、（23）によるものとし、審査結果を土木部長に報告するものとする。 (34)土木部長は、委員会に審査を付議したものにおいて妥当と認められた場合、又は変更内容に技術的事項が含まれない場合については変更申請書類を受理した後、登録技術の内容を修正し、これをホームページ等により公表するものとする。	・事前審査において「現場での試行可」、「条件付き試行可」、「現場での活用可」、「試行の必要なし」など現場で用いることが可能という審査結果を得た技術 6 登録技術の取扱い 7 登録内容の変更 (29)申請者は、「普及制度」に登録している情報の内容等に変更が生じた場合は、下記の変更申請書類を作成し、所定の部数を別に定める提出先へ提出するものとする。 ・変更申請書（様式－変更1） 1部 ・変更内容説明書 1部 ・概要説明書（様式2） 1部及び電子データ ・詳細説明書（様式2－1又は様式2－2） 1部（変更箇所がある場合のみ） ・その他資料（A4版ファイル綴じ） 1部（必要な場合のみ） (30)申請者は、登録内容等の変更を行う場合は、前章（15）から（18）によらなければならない。この場合、「申請書類」を「変更申請書類」と読み替える。 (33)委員会は、前項の規定により付議された事項の審査をするにあたっては、（22）によるものとし、審査結果を土木部長に報告するものとする。 (34)土木部長は、委員会に審査を付議したものにおいて妥当と認められた場合、又は変更内容に技術的事項が含まれない場合については変更申請書類を受理した後、すみやかに「普及制度」に登録している内容を修正し、これをホームページ等により公表するものとする。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
第3章 登録技術の活用調査及び活用評価 1 活用評価の対象となる工事 2 活用評価工事の決定 3 活用調査 (6) 土木部長は、活用決定報告書を受理した場合、申請者、当該工事の発注者及び発注者を通じて当該工事の受注者に活用調査を依頼するものとする。 (9) 発注者は、比較対象技術を新潟県土木部技術管理課へ報告すると共に、受注者へ伝達すること。また、技術管理課は、比較対象技術を申請者に伝達する。 (13) 活用調査の件数は、同一技術につき3回を限度とする。なお、第2章 (32) の技術は、委員会が登録内容の変更後の活用調査が必要とした場合、当該変更登録後の件数とする。 4 活用評価 5 活用評価結果の通知 (18) 土木部長は、委員会の活用評価の結果を公表前に申請者に通知しなければならない。 なお、(16) で定める事後評価が必要とされた技術は暫定評価として通知する。 6 活用評価結果の公表 (19) 土木部長は、活用評価の結果について、「施工時活用評価表（様式6－1）」を、ホームページ等によりを公表するものとする。 なお、(16) で定める暫定評価は、ホームページ等による公表はしない。 第4章 登録技術の追跡調査と事後評価	第3章 登録技術の活用調査及び活用評価 1 活用評価の対象となる工事 2 活用評価工事の決定 3 活用調査 (6) 土木部長は、活用決定報告書を受理した場合、申請者、当該工事の発注者（以下、この章においては「発注者」とする。）、及び発注者を通じて当該工事の受注者（以下、この章においては単に「受注者」という。）に活用調査を依頼するものとする。 (9) 発注者は、比較対象技術を新潟県土木部技術管理課へ報告すると共に、受注者へ指示すること。 (13) 活用調査の件数は、同一技術につき3回を限度とする。なお、第2章 (31) の技術は、委員会が登録内容の変更後の活用調査が必要とした場合、当該変更登録後の件数とする。 4 活用評価 5 活用評価結果の通知 (18) 土木部長は、委員会の活用評価の結果を公表前に申請者に通知しなければならない。 なお、(16) 項で定める事後評価が必要とされた技術は暫定評価として通知する。 6 活用評価結果の公表 (19) 土木部長は、活用評価の結果について、「施工時活用評価表（様式6－1）」を、ホームページ等によりを公表するものとする。 なお、(16) 項で定める暫定評価は、ホームページ等による公表はしない。 第4章 登録技術の追跡調査と事後評価

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
1 事後評価の対象となる技術 2 追跡調査 (3)土木部長は、委員会で事後評価が必要とされた場合、施設管理者に追跡調査について通知する。 3 事後評価 4 事後評価結果の通知 5 事後評価結果の公表 第5章 登録期限の適用 (1)実施要領第6条(1)で定める「活用評価を行った登録技術の登録期限（登録基準日から起算して8年を経過した日）」は、活用決定報告書の受理をもって適用するものとする。 (2)活用調査中に実施要領第6条(1)で定める登録期限を経過する場合は、活用評価が確定するまで登録期限を延長する。 第6章 ゴールド技術 1 ゴールド技術の認定要件 (1)「Made in 新潟 ゴールド技術（以下、「ゴールド技術」という。）」の認定要件は、実施要領に定めるもののほか、次の要件を全て満たすこととする。 ア 活用評価又は事後評価（以下、「活用評価等」という。）を計2回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。（実施要領再掲） イ 「普及制度」登録後に、当該技術を活用した工事件数が100件以上又は当該技術の売上（税込）が5億円以上であること。（実施要領再掲） ウ 上記ア、イの認定要件を満たしていることを把握した時点	1 事後評価の対象となる技術 2 追跡調査 (3)土木部長は、（1）で定める事後評価決定報告書を受理した場合、申請者に追跡調査を依頼し、施設管理者に追跡調査について通知する。 3 事後評価 4 事後評価結果の通知 5 事後評価結果の公表 第5章 登録期限の適用 (1)実施要領第6条(2)で定める「活用評価を行った登録技術の登録期限（登録基準日から起算して8年を経過した日）」は、活用決定報告書の受理をもって適用するものとする。 第6章 ゴールド技術 1 ゴールド技術の認定要件 (1)「Made in 新潟 ゴールド技術（以下、「ゴールド技術」という。）」の認定要件は、実施要領に定めるもののほか、次の要件を全て満たすこととする。 ア 活用評価又は事後評価（以下、「活用評価等」という。）を計2回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。（実施要領再掲） イ 「普及制度」登録後に、当該技術を活用した工事件数が100件以上又は当該技術の売上（税込）が5億円以上であること。（実施要領再掲） ウ 上記ア、イの認定要件を満たしていることを把握した時点

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
で、第2章(2)で定める「申請できる技術」であること。 エ 「普及制度」登録後に当該技術が原因となる事故及び不具合等の発生がない、又は発生後に適確に対処・改善していること。 オ 第2章(32)の技術は、委員会が登録内容の変更後の活用評価等が必要とした場合、登録内容の変更後、上記アの認定要件を満たしていること。 2 ゴールド技術の認定手続 3 ゴールド技術認定後の取扱 第7章 プラチナ技術 1 プラチナ技術の認定対象技術 2 プラチナ技術の選考手続 3 プラチナ技術の認定手続 4 プラチナ技術認定後の取扱 5 プラチナ技術の登録期限の延伸 (9) 実施要領第6条(3)の「別に定める期間」とは、登録期限満了年度の前年度から過去3年間とする。 (10) 実施要領第6条(3)の「一定以上の活用」とは、登録期限満了年度の前年度から過去3年間の平均が次の要件のいずれかを満たすこととする。 ア 活用件数が年15件以上であること。 イ 売上額が年80百万円以上であること。 第8章 シニア技術 1 シニア技術への移行 (1) シニア技術への移行の対象となる技術は、実施要領第6条(1)	で、当該時点における運用基準において「申請できる技術」であること。 エ 「普及制度」登録後に当該技術が原因となる事故及び不具合等の発生がない、又は発生後に適確に対処・改善していること。 オ 第2章(31)の技術は、委員会が登録内容の変更後の活用評価等が必要とした場合、登録内容の変更後、上記アの認定要件を満たしていること。 2 ゴールド技術の認定手続 3 ゴールド技術認定後の取扱 第7章 プラチナ技術 1 プラチナ技術の認定対象技術 2 プラチナ技術の選考手続 3 プラチナ技術の認定手続 4 プラチナ技術認定後の取扱 5 プラチナ技術の登録期限の延伸 (9) 実施要領第6条(4)の「別に定める期間」とは、登録期限満了年度の前年度から過去3年間とする。 (10) 実施要領第6条(4)の「一定以上の活用」とは次の要件とする。 ア 活用件数が年15件以上であること。 イ 売上額が年80百万円以上であること。 第8章 シニア技術 1 シニア技術への移行 (1) シニア技術への移行の対象となる技術は、実施要領第6条(1)

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 運用基準の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
から(3)で定める登録期限が経過する技術とする。 2 シニア技術の登録期限の更新 3 シニア技術の登録情報の抹消 (5) 土木部長は、シニア技術の登録期間中(3年間)に活用実績がない場合は、登録を抹消するものとする。-(平成31年4月1日から適用)- 第9章 登録情報の抹消等 第10章 その他 第11章 補則 附 則 1 この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。 2 平成23年3月25日に一部改正、平成23年4月1日施行 3 平成24年3月23日に改正、平成24年4月1日施行 4 平成24年9月12日に改正、平成24年10月1日施行 5 平成25年2月25日に改正、平成25年3月1日施行 6 平成26年3月20日に改正、平成26年4月1日施行 7 平成27年1月19日に改正、平成27年2月1日施行 8 平成28年3月25日に改正、平成28年4月1日施行 9 平成29年3月1日に改正、平成29年4月1日施行 10 平成30年3月26日に改正、平成30年4月1日施行 11 平成31年3月4日に改正、平成31年4月1日施行 12 令和4年3月8日に改定、令和4年3月10日施行 13 令和7年3月31日に改正、令和7年4月1日施行	又は(2)で定める登録期限が経過する技術とする。 2 シニア技術の登録期限の更新 3 シニア技術の登録情報の抹消 (5) 土木部長は、シニア技術の登録期間中(3年間)に活用実績がない場合は、登録を抹消するものとする。(平成31年4月1日から適用) 第9章 登録情報の抹消等 第10章 その他 第11章 補則 附 則 1 この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。 2 平成23年3月25日に一部改正、平成23年4月1日施行 3 平成24年3月23日に改正、平成24年4月1日施行 4 平成24年9月12日に改正、平成24年10月1日施行 5 平成25年2月25日に改正、平成25年3月1日施行 6 平成26年3月20日に改正、平成26年4月1日施行 7 平成27年1月19日に改正、平成27年2月1日施行 8 平成28年3月25日に改正、平成28年4月1日施行 9 平成29年3月1日に改正、平成29年4月1日施行 10 平成30年3月26日に改正、平成30年4月1日施行 11 平成31年3月4日に改正、平成31年4月1日施行 12 令和4年3月8日に改定、令和4年3月10日施行